

# 平成15年度当初予算の編成について（概要）

## 1 財政事情

### （1） 国、地方を通じて、一段と深刻さを増している財政状況

- ① 地方財政は、平成6年度以降大幅な収支不均衡の状況となっており、  
    借入金残高が急増し、平成14年度末で約195兆円にのぼる見込み
- ② 国の財政も、公債残高が平成14年度末で約414兆円にのぼる見込み

### （2） 国の平成15年度概算要求に当たっての基本的な方針

『地方財政については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（「基本方針2002」）を踏まえ、国と地方の関係の抜本的見直しを見据えながら、歳出を徹底して見直し改革を加速するという國の方針と歩調を合わせつつ、平成15年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする』

### （3） 本県の財政事情

- ① 多額の県債残高を抱えている中で、自主財源が少ないといった財政構造の脆弱さは依然として継続
- ② 平成15年度の財政環境は、引き続き厳しいものとなる見込み
  - ・歳入面では、  
地方交付税は、国の「平成15年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」（「平成15年度概算要求基準」）及び「基本方針2002」を踏まえれば、総額の確保が非常に難しいこと、  
県税は、核燃料物質等取扱税が制度的な特殊事情の影響から増額となるものの、その他の主要税目が、減額となる見通し
  - ・歳出面では、  
人件費が、給与の減額改定の見通しから減額の見込みとなるものの、  
公債費が、引き続き大幅に増加すること
- ③ 今般改定した「青森県中期財政見通し」によれば、今後、引き続き一定の歳出抑制策を講じても、基金残高は確実に減少していく見込み

## 2 基本方針

21世紀の「輝くあおもり新時代」を切り拓いていくためには、新青森県長期総合プランの基本方向に立脚して、県政の抱える緊急かつ重要な課題への積極的な取組みを推進しつつ、引き続き、事務事業の見直しを徹底し、「施策の選択と重点化」に努めるとともに、行政改革を推進し、限られた財源の効率的かつ重点的な活用に努める必要あり

また、「青森県中期財政見通し」を踏まえつつ、中期的展望にたった財政の健全性の確保に一層努める必要あり

特に、平成15年度に策定する「青森県中期財政運営方針(仮称)」における具体的な取組課題と取組方針につなげていくよう、施策や事務事業の見直しをより一層進める必要あり

## 3 目 標

平成15年度当初予算は、基本方針の下に、次の目標を設定して編成

基金繰入金の額を一般財源ベースで、平成14年度の核燃料物質等取扱税に係る制度的な特殊事情による影響分を除き、前年度当初予算以下にすること

また、各部局の主体性を生かした予算編成を進めることとし、引き続き、重点施策に基づく施策を推進するとともに、新たに、政策マーケティングシステムなどを踏まえた施策の推進を図ることにより、「施策の選択と重点化」に一層努力

さらに、新たな予算編成プロセスとして、政策課題の詳細な検討、政策目標や施策・事業体系の明確化及び優先順位調整、事務事業の見直し及び関係機関との調整の円滑化、予算査定の効率化等を推進するため、知事、副知事、出納長及び関係部局長で構成する予算編成会議を開催

各部局においては、所管する公所の意見等を踏まえつつ、活発な議論による検討を経たうえで、予算見積りを行う

なお、国の「平成15年度概算要求基準」及び「地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)」(片山試案)により、地方交付税の都道府県分における留保財源率の引き上げをはじめとする地方財政制度の改革が必須と見込まれるため、その動向を注視

## 4 見積限度額の設定

平成15年度当初予算の見積限度額の設定に当たっては、

引き続き、

- ・「部局主体型枠配分経費」を設定し、各部局の主体性を生かした予算編成を進めることとし、
- ・「新プラン推進特別事業費」を設定し、「平成15年度重点施策」への取組みを推進

新たに、

- ・「緊急課題等対応経費」を設定し、社会情勢の変化等に対応するための緊急的な施策や事務事業の実施及び政策マーケティングシステムなどを踏まえた施策や事務事業の重点的実施を推進

等により、

特に、「施策の選択と重点化」を促進する内容とするよう留意

また、厳しい財政事情を勘案し、

- ・「一般政策経費」については、15%の削減（△10%を超えるのは、今回が初めて）

なお、昨年度に引き続き、見積りに当たっては、各部局の見積限度額の合計額の範囲内で、経費区分間の見積限度額の組替えができるよう設定

◎平成15年度当初予算の見積限度額の設定内容

経 費 区 分	見 積 限 度 額
1 義務的経費等	①人件費、扶助費、公債費 所要額（ただし、扶助費については、法令に基づくものに限る。）
	②税収連動交付金 所要額
	③その他義務的な経費 法令等による義務的な事務事業及び過年度の債務負担行為に基づく支出のみの事業等に係る別途通知する額
2 公共事業費	①一般公共事業費、 国直轄事業負担金 平成14年度当初予算における「県債と一般財源の合計額」から <u>10%</u> を削減した「県債と一般財源の合計額」の範囲内の額
	②災害公共事業費(災害国直轄事業負担金を含む。) 所要額
3 新プラン推進特別事業費	政策調整会議の協議を経て決定された額
4 一般政策経費	平成14年度当初予算における一般政策経費と新プラン推進特別事業費の合計額（一般財源ベース）から <u>15%</u> を削減した額（一般財源ベース）の範囲内の額
5 緊急課題等対応経費	予算編成会議の調整を経て決定された額
6 貸付金（年度内回収分）	所要額（ただし、新規の貸付金については、貸付金の額に相当する一時借入金の利子相当額について、一般政策経費の見積限度額を減額する。）
7 部局主体型枠配分経費	平成14年度当初予算に計上した事務事業のうち、継続的でかつ政策的判断要素の少ない事務事業に係る別途通知する額（一般財源ベース）から <u>5%</u> を削減した額（一般財源ベース）の範囲内の額
8 メリットシステム経費	経常的内部管理事務経費で、平成13年度において真に経費の節減合理化を図り削減した額相当額